



子 発 0329 第 8 号
社 援 発 0329 第 36 号
令 和 3 年 3 月 29 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

放課後児童健全育成事業における第三者評価基準ガイドラインについて

放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）については、「総合的な放課後児童対策に向けて 社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会 中間とりまとめ」（平成 30 年 7 月 27 日）において、第三者評価の導入が、放課後児童クラブの質の確保から重要な視点であるとされているところである。これを踏まえ、具体的な評価基準について、福祉サービス第三者評価事業の全国推進組織である社会福祉法人全国社会福祉協議会に設けられた「福祉サービスの質の向上推進委員会」において検討が行われ、今般、福祉サービスの質の向上推進委員会報告を踏まえ、別紙のとおり「放課後児童クラブ第三者評価基準ガイドライン」を策定したので通知する。

各都道府県においては、別紙に示した内容を十分に踏まえた上で、都道府県第三者評価推進組織、貴管内市町村（特別区を含む。）に周知の上、円滑な事業実施が図られるよう、ご配意願いたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

(別紙)

放課後児童クラブ第三者評価基準ガイドラインについて

1. 評価基準の項目数について

- 評価が円滑に実施されるよう、以下の通りとした。
共通評価基準 45項目
(下記2(2)に示している通り、評価基準32を評価外とする)
内容評価基準 18項目

2. 共通評価基準について

- 共通評価基準は、「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」(以下、「共通評価基準ガイドライン」という。)を基本とし、第三者評価の趣旨を變えることなく効果的に評価できるよう配慮して、下記のように整理した。
- 整理の結果、共通評価基準ガイドラインについては別添1-1、共通評価基準ガイドラインにおける各項目の判断基準に関するガイドラインについては、別添1-2の通りとする。

(1) 用語の置き換え

- 用語を複数示しているものは、評価項目の内容によって書き分けている
- 文脈によって用語を置き換えていない場合もある。

放課後児童クラブ版	共通評価基準ガイドライン
「放課後児童クラブ」	福祉施設・事業所(法人)、法人(福祉施設・事業所)
「子どもや保護者等」	利用者
「運営主体」	管理者
「育成支援の計画」	福祉サービス実施計画

(2) 評価外の取り扱いについて

- 共通評価基準ガイドラインにおける32Ⅲ-1-(2)-③(福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行

っている。)は、放課後児童クラブにはそぐわないものとして、評価外とした。

3. 内容評価基準について

- 内容評価基準は、「放課後児童クラブ運営指針」(平成27年3月31日雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に準拠した内容とし、内容評価基準ガイドラインについては別添2-1、内容評価基準ガイドラインにおける各項目の判断基準に関するガイドラインについては、別添2-2の通りとする。

- なお、放課後児童クラブの運営内容については、放課後児童クラブ運営指針に基づいた運営が期待されているため、評価調査者も同様に運営指針の内容を十分に理解したうえで評価を行うことが望まれる。

第三者評価共通評価基準ガイドライン(放課後児童クラブ解説版)

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

1 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

2 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

3 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

4 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

5 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

6 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

7 I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

8 I-4-(1)-① 放課後児童クラブの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

9 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

II-1-(1) 運営主体の責任が明確にされている。

10 II-1-(1)-① 運営主体は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

11 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

II-1-(2) 運営主体のリーダーシップが発揮されている。

12 II-1-(2)-① 放課後児童クラブの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。

13 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

14 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

15 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

18 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

19 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20 II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

21 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

22 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

23 II-4-(1)-① 放課後児童クラブと地域との交流を広げるための取組を行っている。

24 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25 II-4-(2)-① 放課後児童クラブとして必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

27 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。

III 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

III-1-(1) 子どもや保護者等を尊重する姿勢が明示されている。

28 III-1-(1)-① 子どもや保護者等を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。

29 III-1-(1)-② 子どもや保護者等のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。

III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

30 III-1-(2)-① 利用希望者に対して放課後児童クラブ選択に必要な情報を積極的に提供している。

31 III-1-(2)-② 放課後児童クラブの利用開始・変更にあたり子どもや保護者等にわかりやすく説明している。

32 III-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。【評価外】

III-1-(3) 子どもや保護者等の満足の向上に努めている。

33 III-1-(3)-① 子どもや保護者等の満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

III-1-(4) 子どもや保護者等が意見等を述べやすい体制が確保されている。

34 III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

35 III-1-(4)-② 子どもや保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、子どもや保護者等に周知している。

36 III-1-(4)-③ 子どもや保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

37 III-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

38 III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

39 III-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

III-2 福祉サービスの質の確保

III-2-(1) 提供する育成支援の標準的な実施方法が確立している。

40 Ⅲ-2-(1)-① 育成支援について標準的な実施方法が文書化され育成支援が提供されている。

41 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

Ⅲ-2-(2) 子どもに対する育成支援の計画が策定されている。

42 Ⅲ-2-(2)-① 育成支援の計画を適切に策定している。

43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に育成支援の計画の評価・見直しを行っている。

Ⅲ-2-(3) 育成支援実施の記録が適切に行われている。

44 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する育成支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

45 Ⅲ-2-(3)-② 子どもや保護者等に関する記録の管理体制が確立している。

第三者評価内容評価基準ガイドライン(放課後児童クラブ版)

A-1 育成支援

A-1-1 子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境の整備

A1 A-1-1-① 子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整備している。

A-1-2 放課後児童クラブにおける育成支援

A2 A-1-2-① 子どもが放課後児童クラブに自ら進んで通い続けられるように援助している。

A3 A-1-2-② 子どもの出欠席を把握し、適切に援助している。

A-1-3 子ども一人ひとりと集団全体の生活を豊かにする育成支援

A4 A-1-3-① 子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるように援助している。

A5 A-1-3-② 日常生活に必要なとなる基本的な生活習慣を習得できるように援助している。

A6 A-1-3-③ 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるように援助している。

A7 A-1-3-④ 子ども同士の関係を豊かに作り出せるように援助している。

A8 A-1-3-⑤ 子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助している。

A-1-4 固有の援助を必要とする子どもへの適切な育成支援

A9 A-1-4-① 障害のある子どもの受入れの考え方を理解したうえで、受入れに努めている。

A10 A-1-4-② 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を踏まえ、育成支援を行っている。

A11 A-1-4-③ 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たって、関係機関と連携して適切な支援を行っている。

A-1-5 適切なおやつや食事の提供

A12 A-1-5-① 放課後の時間帯におやつを適切に提供している。

A13 A-1-5-② 食に伴う事故(食物アレルギー事故、窒息事故、食中毒等)を防止するための対応を行っている。

A-1-6 安全と衛生の確保

A14 A-1-6-① 子どもの安全を確保する取組を行っている。

A15 A-1-6-② 衛生管理に関する取組を適切に行っている。

A-2 保護者・学校との連携

A-2-(1) 保護者との連携

A16 A-2-(1)-① 保護者との協力関係を築いている。

A-2-(2) 学校との連携

A17 A-2-(2)-① 子どもの生活の連続性を保障するため、学校との連携を図っている。

A-3 子どもの権利擁護

A-3-(1) 子どもの権利擁護

A18 A-3-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。